

社会的養護の充実に向けた具体的施策⑥

3. 社会的養護を必要とする子どもの増加に対応した社会的養護体制の拡充方策

現状を踏まえると、今後も社会的養護を必要とする子どもが増加する可能性があることにかんがみ、支援の拡充に早急かつ計画的に取り組む必要がある。

1. 国において基本的な指針を定め、これに基づき、都道府県等において整備目標も含めた社会的養護の提供体制に関する整備計画を策定し、これに基づいた計画的な整備を行う仕組みの検討

※ 都道府県が整備目標を検討するに当たっては、以下のような指標を参考とし、現在の不足数に加え、潜在的な需要も考慮することが必要

- ・社会的養護の資源が不足しているために、長期にわたって一時保護されている子どもの人数

参考)平成18年度児童関連サービス調査研究等事業報告書「児童虐待防止制度改正後の運用実態の把握・課題整理及び制度のあり方に関する調査研究」(主任研究者:才村純)によれば、虐待を理由に一時保護された子どものうち、児童福祉施設が満床で入所できなかったという理由により一時保護所の入所日数が2か月を超えた子どもが約200人(平成18年4月～11月の8ヶ月間、調査の回答率約7割)となっており、これに基づいて、1年間の人数を推計すると、約400人となる。

- ・現在策定が進められている一時保護施設等緊急整備計画に基づく今後の一時保護児童数の見通し

- ・児童人口に占める里親・施設に措置された要保護児童数の他地域の比較

(参考)例えば一つの試算として、平成16年度における児童人口1万人当たりの里親・施設に措置された要保護児童数上位10県の平均27.6人(平成16年社会福祉施設等調査)を全国の児童人口(平成19年)に乗じて全国の要保護児童数を試算すれば、約58,000人(平成17年度の里親・施設に措置された要保護児童数は約40,000人)となる。